

「第273回判例・事例研究会」

テーマ：発信者情報開示請求と名誉棄損

日 時	平成30年10月17日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

【判例】

事件の表示	<p>【事件①】 事件名 発信者情報開示仮処分命令申立事件 判 決 東京地方裁判所決定／平成30年(ヨ)第1076号</p> <p>【事件②】 事件名 情報開示仮処分申立事件 判 決 神戸地方裁判所尼崎支部決定／平成29年(ヨ)第88号</p>
事案の概要	<p>事件①及び事件②は、いずれも、債権者が、債務者に対し、債務者が管理・運営するウェブサイトに掲載された記事によって債権者の名誉権が侵害されたと主張し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示することを求めた事案である。</p> <p>【事件①】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 債権者は、■■■市内で歯科医院「■■■歯科」（以下「本件歯科医院」という。）を開設・運営する医療法人である。・ 債務者は、地図及び位置情報を提供するほか、地図上に表示される店舗・施設等に対する評価（いわゆる「口コミ」）の投稿・閲覧ができるウェブサイト「△△△」（以下「本件サイト」という。）を管理・運営する法人である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名不詳の発信者（本件サイト上のユーザー名は「◇◇」である。以下「本件発信者」という。）は、平成30年3月1日、本件歯科医院について、本件サイト上に、「100万近く治療に使ったが、あんまり親身になってもらえなかった。不本意ながら途中で転院した。歯医者は自分にあった病院を探すべきだと高い勉強代となった。」との記事（以下「本件記事」という。）を投稿した。 <p>【事件②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権者は、■■■市に主たる事務所を置き、同市において「■■■」を運営している ・ 債務者は、米国に本店を置き、ウェブサイトの検索システムの運用をはじめとした、インターネット上のサービスの提供等を行う会社であり、そのサービスのひとつとして△△△の口コミ投稿機能を管理・運営している。 ・ 平成29年5月頃、何者かが上記の口コミ投稿機能を利用して、以下の書込（以下「本件書込」という。）をした。以後、本件書込は、△△△上表示される債権者の運営する「■■■」（所在地：■■■）をクリックすることなどにより表示される口コミのひとつとして閲覧可能な状態に置かれている。 <p>㊦ スタッフの離職率が異常に高い。</p> <p>㊧ 医師から意欲は感じられず、常に効率化、原価計算をしている感じがありありとしている。</p> <p>㊨ 幸せなお産というのは設備ではなく、優しさに包まれ、医療水準にも安心出来る事だと思う。</p> <p>㊩ 少しでも健康面に不安があると、突然放り出す病院って医療施設というより、娯楽施設なんだと痛感します。</p> <p>㊪ 小児科医も有名病院出身の医師ですが老後のバイト的な勤務で、近辺の病気の流行にも疎く見逃しが多いです。」</p>
<p>論点</p>	<p>プロバイダ責任制限法第4条第1項の権利侵害の明白性の有無</p>
<p>判旨</p>	<p>【事件①】</p> <p>「(3) ところで、医療は身体への侵襲を伴う高度に専門的なサービスであるから、歯科医院等の医療機関の口コミは、これから医療機関を選択しようとする患者にとっては非常に重要な情報であるといえる。加えて、債権者は、自ら債務者の提供するサービスに登録して、本件サイト上に本件歯科医院の情報を表示させて広告を行っていること（甲2、4）に照らせば、債権者は、</p>

たとえ本件歯科医院について否定的な評価を行う投稿であっても、当該投稿の内容及び態様が社会的に相当な範囲にとどまるものである限りは、一定程度の社会的評価の低下も受忍すべき立場にあるといえる。

この点、本件記事は、本件発信者が患者としての個人的な感想を述べるにとどまり、本件記事を読んだ一般の閲覧者が債権者の診療態度について不安を抱くとしても抽象的な不安にとどまることは、上記（２）のとおりである。また、本件記事の内容は前記２（３）のとおりであって、本件発信者が意見・感想を述べる表現方法も穏当で、社会的に相当な範囲内であるといえることができる。

以上に照らせば、上記程度の社会的評価の低下は受忍限度の範囲内であるというべきであり、本件記事によって債権者の「権利が侵害されたことが明らかである」（プロバイダ責任制限法４条１項１号）と認めることはできない。」

【事件②】

㊦について

一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、それが債権者に関する記載であると理解される。また、その内容に照らし、債権者の社会的評価を低下させるものといえる。しかし、真実でないことが明らかとはいえない。加えて、医療機関はそこを受診する患者の生命・健康に関わるものであること、当該文中にもその前後を含めた本件書込全体にも殊更悪意に満ちた表現が見当たらないことなどをも踏まえると、公共の利害に関する事項に係らないことが明らかであるとはいえないし、その目的が専ら公益を図ることにはないことが明らかであるともいえない。

㊧について

債権者につき、そのように感じる人がいる（又はそのように感じる人もいる）ということを伝えるにすぎず、それによって債権者の社会的評価が低下することが明らかとはいえない。

㊨について

債権者に関する表現者の感想を示したものであって、債権者の社会的評価と全く関係がないとはいえない。しかし、表現者がそのように感じた理由等は全く不明であるところ、㊧と同様、これをもって債権者の社会的評価が低下すること（表現者が経験した債権者のもとでのお産が、表現者にとって、優しさに包まれているとも、医療水準として安心できるとも感じられなかったという趣旨）が明らかとはいえない。

㊩について

表現者がいかなる経緯・理由により敵対的であるのかは全く不明

	<p>であるところ、㊦と同様、この文をもって債権者の社会的評価が低下することが明らかとはいえない。</p> <p>㊦について</p> <p>「病気の見逃しなどの事実はない」とする債権者代表者及び勤務医師の陳述書によれば、これらの記載部分が真実に反するのではないかと積極的に疑うべき事情は見当たらないが、反面、仮に当該医師が「近辺の病気の流行にも疎く見逃しが多い」場合において、その医師が自発的に正しくその旨を申告するかを想定すると、むしろ否定的に捉えるのが自然であり、上記各陳述書の記載部分が判断の決め手になるともいえない。他方の債務者は、債権者（医療法人）における診療の実態等に通じていたり何らかの関係を有していたりするわけではないから、債務者がこの表現の真実性に関する判断材料を提供できないのも当然である。この表現の真実性は、その表現に係る事実の根拠というべき出来事等の有無・内容等を最もよく知るはずの表現者自身と、その表現に係る事実の主体とされた当該医師ないし債権者とが攻撃防御を尽くす手続においてこそ、最もよく判断しうるものであるところ、本件の手続はこれと構造を異にしており、ここに本件における判断の困難さが存する。この表現が真実に反することが明らかであるかといえ、必ずしも明らかであるとはいえないというほかない。加えて、公共の利害に関する事項に係らないことが明らかであるとはいえないこと、その目的が専ら公益を図ることにないことが明らかであるとはいえない。</p>
--	--